

緊急事態の解除要請に向けた対策（令和3年2月22日）

1 緊急事態の解除要請について

(1) 解除要請基準について

- ① 重症病床使用率 50%未満
- ② 人口10万人あたり(週間)新規陽性者数 10人以下(78.1人/日)
- ③ 入院調整者数等

上記①かつ②を7日連続で達成するとともに、③にも配慮し、総合的に判断

(2) 解除に関する政府への要請

京都府及び大阪府と連携し、政府に対し、3月1日以降の緊急事態措置の解除を要請

(3) 緊急事態解除後の要請等(案)について ※感染状況等を踏まえて、総合的に判断

- ① 区域 県内全域
- ② 期間 解除日(緊急事態措置区域から除外された日)から3月7日(日)まで
- ③ 内容
 - i) 外出自粛：不要不急の外出自粛要請、特に21時以降の徹底
 - ii) 施設の使用制限：〔飲食店〕21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)を要請
※協力金 支給額：1日あたり4万円/店舗×時短営業日数
〔劇場、運動施設、遊技場等〕飲食店と同様の内容を働きかけ
 - iii) イベントの開催制限：人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下(屋内)、人との距離を十分確保(屋外)、21時までの時間短縮を働きかけ
 - iv) 出勤抑制：「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請

2 ワクチン接種について

(1) 国の動向

- ① ワクチンの承認
 - ・ファイザー社製ワクチンについて2月14日に特別承認
- ② 医療従事者等に対する先行接種(2月17日～)
 - ・県内：神戸医療センター、神戸中央病院、関西労災病院、神戸労災病院

(2) 医療従事者向け優先接種(県が調整主体)

- ① 接種人員数
 - ・接種可能人数：194,000人、接種希望人数：187,300人
- ② 基本型接種施設の業務負担
- ③ 接種予約体制の支援

(3) 住民接種(市町が主体)

- ① 専門相談窓口の設置
- ② 専門的医療機関の確保
- ③ 市町支援
 - ・人材確保、広域接種調整

3 退院受入支援の継続について

- ① 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進 1名受入あたり10万円
- ② 退院にあたり社会福祉施設入居が必要な場合、施設受入を支援 1名受入あたり10万円

4 高齢者施設の従事者に対する検査の実施

感染者多発地域に所在する施設の従事者に対し、全額公費で任意検査を集中実施

- ① 対象施設 重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設
- ② 対象地域 芦屋・伊丹・宝塚・加古川・加東・福崎・龍野・洲本保健所の管轄区域
- ③ 対象者 約24,000人(379施設)
- ④ 実施期間 3月末までに集中的に実施